

くらしの安心情報

情報ファイル NO.158

平成 27 年 9 月 10 日

一人暮らしの祖母が、訪問販売で瓦止めなどの工事を続けて 2 回契約していました。解約したいのですが...

相談内容

【相談者 30 代 男性】

5 日前、一人暮らしの祖母は、自宅を訪問した業者から「屋根の点検をしている。瓦が 1 枚壊れているので瓦止めを取り付ける必要がある」と言われ、10 万円の瓦止め工事の契約をしていました。更にその翌日、再度訪問したこの業者から、「追加工事をする必要がある」と言われ、よく理解できないまま 100 万円の契約をしていました。工事は両方とも既に終わっています。今からでも解約できるでしょうか。

対処方法

これは、「点検する」などと言って訪問し、点検後に消費者の不安をあおり、工事などの契約を結ばせる「点検商法」の手口です。内容は専門的なものが多く、消費者は本当に必要な契約かどうか、その場ではわからないことがほとんどです。

この相談のように最初は少額の契約をさせて後で高額な契約を勧誘するケースもあります。

- ・ 相談者には、2 回の契約ともクーリング・オフ期間中()なので、書面で通知を送付するよう助言しました。
- ・ 工事を急いだり、契約を急がせたりする業者には注意が必要です。
- ・ 一人暮らしの高齢者や判断力が不十分な方を悪質な勧誘から守るためには、家族や民生委員など周りの方々の日頃からの見守りが大切です。
- ・ トラブルに気づいたら、早めに市町村相談窓口や消費生活センターに相談してください。

() 契約書面を受取った日から 8 日以内であれば、無条件で契約解除ができます。8 日以内ならば工事が終わっていてもクーリング・オフは可能です。(クーリング・オフ期間が過ぎても、勧誘方法や契約内容に問題があれば解約できる場合があります。)

何の契約をしたのかしら...



発行：くらしの安心ネットとやま (事務局：富山県消費生活センター)

ご相談は...

TEL: 076 - 432 - 9233 (消費生活相談) FAX: 076 - 431 - 2631

076 - 433 - 3252 (消費者金融・多重債務相談)

高岡支所 0766 - 25 - 2777 (消費生活相談、消費者金融・多重債務相談)

FAX: 0766 - 25 - 2890